

狩猟文化の変容と鳥獣被害対策の課題：宮崎県椎葉村大河内地区を事例として

北島，薫

九州大学大学院生物資源環境科学府環境農学専攻森林環境科学教育コース

佐藤，宣子

九州大学大学院農学研究院環境農学部門森林環境科学講座

<https://doi.org/10.15017/2231640>

出版情報：九州大学農学部演習林報告. 100, pp.10-23, 2019-03-29. 九州大学農学部附属演習林
バージョン：
権利関係：

狩猟文化の変容と鳥獣被害対策の課題 ～宮崎県椎葉村大河内地区を事例として～

北島 薫¹, 佐藤宣子²

シカによる森林被害が拡大する中で、有害鳥獣捕獲報奨金を中心とした行政施策が強化されている。捕獲数を増やし個体数を管理するためには地元猟友会の協力が不可欠である。しかし、捕獲方法の開発や改良が進む一方で、猟友会に所属する狩猟者の就業構造や狩猟慣習の変化を踏まえた狩猟者数の増加対策に関する研究は遅れている。本報告は伝統的な狩猟が継承されてきた宮崎県椎葉村大河内地区を対象に、猟友会メンバーへのインタビューを行い、年齢別に就業構造の特徴および生活における狩猟の位置づけの変化、個体数管理のための捕獲と伝統的な狩猟の違いを考察した。その結果、51歳以上の狩猟者は学卒後に大河内地区内で就業し、狩猟経験が豊富であるが、41歳未満はUターンで地区外勤務であり狩猟経験が少ないこと、捕獲頭数に応じた報奨金は一部のベテラン狩猟者にとっては経済的な意味を有しているものの、捕獲だけを目的とした夏の狩猟と楽しみで行う冬の狩猟では狩猟の意味合い違うことなどが明らかとなった。若手狩猟者の技術向上のために捕獲従事日数に応じた報奨金制度を導入すること、更に椎葉村で増加傾向にある移住者を含む住民を対象に狩猟免許取得の支援などが必要であることを示唆した。

キーワード：シカ、野生動物、捕獲報奨金、個体数管理、猟友会

As damage of forest degradation by Sika deer browsing is on the rise, the government has attempted to strengthen their scheme of monetary reward for capture. The support of local hunter organizations is crucial for increasing capture numbers and controlling the deer population. However, there is less/no research to increase the number of hunters, based on the employment structures of the hunting organizations, and the change in hunting traditions, although the capture methods have developed and improved. By interviewing members of an organization in Ookawauchi area, Shiiba Village, Miyazaki Prefecture where traditional hunting remains very much alive, this research paper examined the following: the characteristics of the employment structure based on age and changes of the role of hunting in members' lives, as well as the differences between hunting for controlling the population and traditional hunting. The findings were as follows. Hunters, who are 51 years old or more, worked in the Ookawauchi area after final school year and have considerable hunting experiences. However, hunters under 41 years old worked outside the area once before coming back and have little experiences. Moreover, whilst the monetary reward based on the number of hunted animal is financially important for some well-trained hunters, the purpose of hunting varies by season; summer hunting is only for capturing deer, whereas winter hunting is for recreation. To improve young hunters' skills, the monetary reward based on days engaged in hunting should be introduced. And to increase the number of hunters, support needed to obtain hunting licenses for residents, including to the growing number of new residents in Shiiba Village who have moved in recent years, were suggested.

Key words: Sika deer, wildlife, monetary reward for capture, population control, hunter organization

1. はじめに¹⁾

1.1. 研究の背景

近年、日本の森林において野生鳥獣による被害が拡大している。2016年度の野生鳥獣による森林被害面積は約7.1千haにのぼり、そのうち78%の5.6千haを占めるのがニホンジカ（以下、シカと表記）による被害である（林野庁2016）。シカによる森林被害には下層植生の食害、新植地における幼齢木の食害、角こすりによる剥皮被害等が挙げられる。シカによる森林被害は、伐採地における再造林や適切な森林管理に支障を及ぼすだけでなく、下層植生の食害が起こす裸地化は、土壌の流出につながり森林の公益的

機能の低下、山地災害につながる可能性を含んでいる。

野生鳥獣による農林業被害の深刻化を受け、野生鳥獣の管理の担い手として狩猟者²⁾への期待が高まっているものの、個体数増加に対して捕獲数は追いついておらず、個体数の減少には到っていない。猟友会の会員数は年々減少を続けており、シカの個体数管理は深刻な人手不足にある（林野庁2017）。そこで環境省は、根本的な捕獲強化に向けた対策として、交付金による支援や効率的な捕獲手法の開発といった捕獲事業の強化と、捕獲従事者の育成・確保に力を入れている（環境省 a）。

図1は狩猟及び有害捕獲等によるシカ捕獲数の推移を示

Kitajima, K., Sato, N.: A Changing Hunting Culture and the Challenges of Wildlife Damage Prevention: The Case of Ookawauchi Community, Shiiba Village, Miyazaki Prefecture

* 責任著者 (Corresponding author): E-mail: sato.noriko.842@m.kyushu-u.ac.jp 〒 819-0385 福岡市西区元岡744 ウエスト5号館

¹ 九州大学大学院生物資源環境科学府環境農学専攻森林環境科学教育コース

Educational course of Forest Environmental Science, Department of Agro-environmental Sciences, Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University

² 九州大学農学研究院環境農学部門森林環境科学講座

Division of Forest Environmental Science, Department of Agro-environmental Sciences, Faculty of Agriculture, Kyushu University

1) 本稿は、北島薫「鳥獣被害対策における狩猟文化の変容と課題」（2017年度九州大学提出修士論文）を佐藤が加筆修正して作成した。

2) 狩猟者と猟師は同義であるが、本稿では行政用語として用いる場合には狩猟者を用い、行政用語以外の記載では、調査地でなじみのある猟師を用いた。

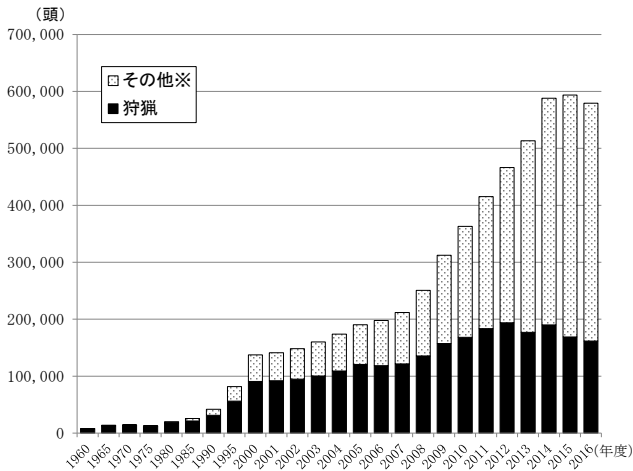


図1 狩猟及び有害捕獲等によるシカ捕獲数の推移

資料：環境省 e より作成

注：「その他」は、環境大臣、都道府県知事、市町村長による鳥獣捕獲許可の中の「有害鳥獣捕獲」及び「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整」である。

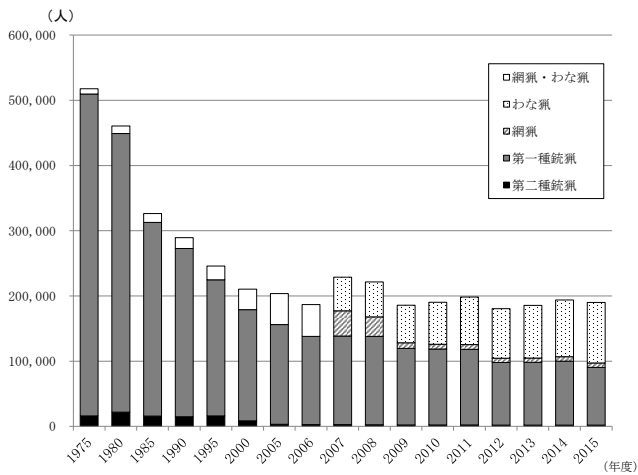


図2 狩猟免許所持者数(免許種別)の推移

資料：環境省 a より作成

注：2007年に「網・わな猟免許」を「網罟免許」と「わな猟免許」に区分

している。捕獲事業の強化によって、2000年以降、鳥獣管理を目的とした許可捕獲による捕獲頭数が徐々に増加し、2010年に一般狩猟による捕獲頭数を上回った。その後、2010年代には、認定鳥獣捕獲等事業者制度(必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲事業を実施する法人を都道府県知事が認定)や指定管理鳥獣捕獲等事業(環境大臣が定めた指定管理鳥獣を都道府県又は国が捕獲等を実施する)などの制度設計がすすみ、鳥獣の許可捕獲によるシカの捕獲頭数は増加傾向にある(環境省 b)。捕獲事業の担い手となる狩猟者数の推移をみると、2000年代後半以降は横ばいとなりつつあるものの、1975年には50万人以上の猟銃免許所持者(第一種と第二種銃猟)がいたが、2014年には10万人と40年の間に5分の1まで減少している(図2)。

1.2. 既往研究と本稿の目的

既往研究を見ると、2000年代以降個体数管理の担い手となる狩猟者に関して、アンケート調査を基に現状や課題を調査したものが多く、原田ら(2001)は、イノシシが主な狩猟鳥獣である山梨県を事例に、狩猟の現状と問題を調査し、若年層の狩猟者減少と狩猟者の狩猟への興味・関心の薄れを問題としている。上田ら(2012)は、狩猟免許返納者を対象にアンケート調査を行うことで狩猟者減少の要因を調査し、狩猟者の維持政策には、猟銃の規制強化に対する猟友会の対応力の向上、狩猟にかかる経費問題の整理、鳥類の狩猟環境の改善、鳥獣から大物狩への転向の促進、狩猟初心者教育・育成するシステムの構築が必要であると提言をしている。角田ら(2016)は、岐阜県を事例に、新規狩猟者が免許を取得する目的は被害対策であることに加え、新規狩猟者が持つ狩猟に対する考え方は多様であり、新規狩猟者の捕獲活動継続に寄与する鳥獣管理施策においても狩猟者の意識変化への配慮と理解が求められると指摘している。これらの研究は全て狩猟者や元狩猟者に対するアンケート調査を基にして議論が行われている。

また、山村地域における歴史と鳥獣被害の関係性という点においては、藤村(2010)が狩猟文化や山への関心度が異なる佐賀県脊振村と宮崎県諸塚村の2つの地域を比較している。山村の暮らしの中で野生鳥獣に対する許容度と被害認識は、その地域の野生鳥獣利用の歴史の中で社会的に形成されるため、必要な対策は地域間で異なることを指摘した。

しかし、既往研究では、現在取り組まれている鳥獣被害対策(有害鳥獣捕獲事業)が山村地域の狩猟文化、狩猟者の考え方によどのような影響を及ぼしているのかを調査した研究はない。また、近年鳥獣被害が増加する中で、密度管理を担う専門的な狩猟者の育成が叫ばれているものの(高橋ら 2017)、一般狩猟者が今も有害鳥獣捕獲において中心的な役割を担っている。そこで、本研究では、集落で狩猟文化が継承されてきた奥地山村の宮崎県椎葉村大河内地区を事例として、猟友会メンバーを対象に鳥獣被害対策による狩猟文化の変容をインタビュー調査によって把握し、今後の課題について考察することを目的とした。具体的には、第1に、生活の中での狩猟の位置づけ、第2に、捕獲した鳥獣の頭数に応じて支払われる報奨金制度が、狩猟者の意識に与えた影響、第3に、銃猟とわな猟という2つの狩猟の方法による差異について着目して調査を実施した。また、椎葉村大河内地区の結果を相対的に考察するために、大分県中津市耶馬溪地区における狩猟関係者の聞き取り調査を実施し、両地区の違いについてまとめて考察した。

2. 宮崎県東臼杵郡椎葉村の概要と研究方法

2.1. 調査地概要

椎葉村は宮崎県の北西部に位置し、林野面積が50,488ha、林野率が約96%の奥地山村であり、10地区に分かれている(宮崎県 2016)。国勢調査によると、1960年には人口10,879人であったが、1980年には5,478人(高齢化率

13.4%), 2000年には4,611人(同30.9%), 2015年には2,808人(41.3%)と過疎化と高齢化が進行している。住民基本台帳調査によると、2000年以降、人口の社会減(転入者数よりも転出者数の方が多い)と自然減(出生者数よりも死亡者数の方が多い)が毎年続いているが、移住者が増加する中で、社会減が2000年の81人から2016年には23人と減少している一方で、自然減は6人から38人へと拡大している。そのため、椎葉村では近年転入者数を増加させようと役場内に「ふるさと暮らし移住相談窓口」を作って、移住定住の施策を強めている(椎葉村2015)。

調査対象地の大河内地区は椎葉村の南に位置する地区であり、人口248人、高齢化率36.7%の地区で、猟師が17名居住する。大河内の猟師は西都地区猟友会大河内支部に属している。椎葉村においては、シカによるスギ・ヒノキへの森林被害が87ha、約2,600万円という被害状況で、生息密度は15.4頭/km²と極めて高くなっている(椎葉村2013)。

椎葉村は民俗学研究で狩猟文化が明治期より注目されてきた地域として知られている。「遠野物語」などで知られる民俗学研究者の柳田國男氏は、明治期に椎葉村を訪れ、椎葉村で狩りの話を聞き、猟師の家に滞在し、狩りに関する伝書を見るなどしている。柳田氏は、東京に戻った後、当時の中瀬村長に狩りにまつわる言葉、作法、伝書を送るよう頼んでおり、それらを元に椎葉村下福良地区嶽枝尾を中心とした狩猟文化について詳細に記した「後狩詞記」を出版し、この本は日本民俗学の最初の出版物とされている。現在でも椎葉村とその周辺地区は社会学や民俗学、宗教学の研究対象となっており、椎葉村の隣に位置する西都市における宗教的な狩猟のしきたりについて論じた鈴木(2013)の分析や、椎葉村における猟師と猟犬の接触領域から両者の関係を調査した合原(2017)の研究がある。

椎葉村では古くから犬を使った銃猟を中心に狩猟が行われてきた。「後狩詞記」の中では、狩りに関する用語だけでなく、捕獲した獲物の分配方法、獲物を解剖する際の細かい作法と唱える呪文、銃猟とわな猟間での決まり事、狩猟グループ間での慣習が狩りの作法としてまとめられている。地元の猟師に伝わる口伝として、イノシシの足跡からイノシシの肉量や肥育状態を把握する方法、銃弾の音から当たったか否かを知る方法、猟犬のしつけ方についても事細かに記されている。

2.2. 研究方法

本研究では、椎葉村における狩猟文化の変化と、鳥獣被害増加の経緯を調査するため、文献調査と行政資料の収集を行った。また、2017年10月、11月、2018年1月の3回に分け、椎葉村大河内に居住する猟師17名のうち、80代1名、60代4名、50代2名、40代1名、30代2名の世代の異なる猟師10名(すべて男性)に、インタビュー調査を行った。対象者は地区で民宿を営むH氏に依頼して、年齢の異なる猟師を紹介していただいた。なお、対象地域でのイノシシ・シカに対する一般狩猟解禁日となる2017年

11月1日には、地区の猟師全員が参加する猟友狩り(後述)の後に行われる集会に参加し、地区の猟師と意見交換を行った。調査項目は、対象者の概要(年齢、職歴、所有農林地の有無)、狩猟に関する事柄(所持する狩猟免許の種類、取得のきっかけと時期、狩猟グループの構成、生活における狩猟の位置づけ、環境の変化等)、有害捕獲に対する考え方(捕獲報奨金(以下、報奨金)申請の有無、年間捕獲頭数等)である。10名への聞き取り調査から、椎葉村大河内地区において狩猟を取り巻く環境が時代の流れとともにどう変化していったのかをまとめられるよう、狩猟に関して変化が起こった時期については細かく伺った。また、大分県中津市耶馬溪地区において行政担当者、猟友会役員、地元猟師各1名に対してインタビュー調査を実施した。

3. 調査結果

3.1. 行政による鳥獣被害防止対策

椎葉村の鳥獣被害防止対策は、2017年現在、鳥獣害防止対策事業と有害鳥獣捕獲事業を行っている。鳥獣害防止対策事業においては、村内居住の個人が電気柵、防護ネット、防草シートを設置する際に補助金を支払っており、補助率は電気柵が定額の3分の2を県と村が半額ずつ、防護ネットと防草シートは定額の3分の1を村が補助している。有害鳥獣捕獲事業においては、椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会に属する捕獲班員の狩猟者によるシカ・イノシシ・サル・カラス等の駆除に頭数に応じた報奨金が支払われている。報奨金の金額は、シカが1万2千円/頭、イノシシが8千円/頭である。シカの報奨金額の推移をみると、2013年5月17日までは8千円/頭であったが、捕獲数を増加させるため2013年5月18日以降、1万5千円/頭に引き上げられた。しかし、2016年度から2割引き下げられ現行の1万2千円/頭となっている。

3.2. 大河内地区における狩猟の実態

椎葉村大河内地区の猟師数は2017年度で17名である。過去約50年間の中で、多い時でも22~23名であり、近年減少傾向にある。しかし、人口減少に比べると猟師数は維持されている。現在、41歳以下の若い猟師も3名存在する。父や祖父の代に猟師がおり、その後を継いでいる猟師が殆どである。なお、椎葉村では古くから犬を使った銃猟が主流だが、現在大河内で猟犬を飼う猟師は少なくなり、4~5名程度である。

参与観察を行った「猟友狩り」とは、一般狩猟解禁日に地区の猟師全員で狩猟をし、狩猟後には捕獲の有無によらず、その年の狩猟期の安全を祈願し飲食会を行う行事のことである。野生鳥獣の駆除班は、大河内地区で1班あり、12名の猟師で構成されている。駆除班に入るのは早くても狩猟を始めて3年が経っている狩猟者とされており、椎葉村内の駆除班長が班長会議にかけ、銃の扱い等を考慮し班へ入ることができるかが決定される。年に3回ほど、参加できる猟師を集めて一斉捕獲を実施する。夏場は犬が暑さで走れなくなるため猟犬を使えるのは午前10時頃まで

で、それ以降は林道を車で見回る。捕獲報奨金の額が上がることは捕獲に取り組む意欲につながると考えている班長らが、以前の金額に戻すよう村に要請している状況である。なお、有害捕獲から得られる報奨金の申請は、駆除してから3か月以内（4半期毎）に個人で行うこととなっている。報奨金の申請については班でまとめることはせず、個人で役場に申請を行うこととされている。

3.3 狩猟者へのインタビュー結果³⁾

インタビュー対象者である大河内地区に在住の猟師10名について、表1は年齢の高い順に、経歴、仕事、狩猟歴についてまとめたものである。全員が大河内出身であるが、51歳以上は学卒後に地区に戻って農林業をはじめ自営業に就業し、41歳以下の3名は学卒後に一旦村外就業をした後にUターンしている。そのため、51歳以上は20年以上の猟歴があるのに対して、41歳以下は10年以下となっている。現在の仕事はI氏が役場勤務で、残りの9名は皆大河内地区内で働いている。以下、各人のライフヒストリーとともに生活における狩猟の位置づけについてみていく。

(1) A氏 (87歳)

大河内地区で生まれ、中学を卒業し大河内地区に戻り、家業の農林業に従事した。銃猟の免許を取ったのは50年前（37歳の時）で、B氏と同じタイミングであった。狩猟を始めた1960年代から1980年代までの約20年間は、猟犬を飼育し、犬の運動も兼ねて猟期には月10日以上、1度の猟期に30日以上狩猟に出ている。しかし、60歳を過ぎてから（1990年代以降）は当時の仲間が狩猟をやめていったこと、猟犬を飼育しなくなったこと等を理由に狩猟に出る回数が徐々に減少した。2015年に銃猟の免許を返納し、現在はわな猟免許のみで、住居と所有農地周辺にわなを仕掛け、それらを見回るのみである。大河内地区には幼少期より周りに銃を扱う猟師が多く、銃で狩猟をすることに抵抗はなかった。しかし、銃猟の免許を返還しわな猟を始めた当初は、わなに掛かっている鳥獣にとどめをさすのに抵抗があった。

なお、「後狩詞記」（柳田 1909）の中の「大字大河内の椎葉徳藏氏の家に泊まった夜は、近頃此家に買得した狩の

傳書をも共に見た」の椎葉徳藏氏はA氏の祖父に当たる。多くの研究者が話を聞くためにA氏宅のもとを訪ね、A氏は徳藏氏について細かく聞かれたが、自分より訪問者の方が祖父のことをよく知っていたという。徳藏氏は、A氏が小学2年生の頃（1930年代）に亡くなったので、狩猟に関することを祖父から聞くことはなかった。A氏の父はあまり狩猟に熱心ではなく、徳藏氏が買い集めた銃（村田銃）も集落の猟師に貸し出していた。A氏によると、「後狩詞記」に記されているような狩ことばといった用語はA氏自身ほとんど使っておらず、作法（解剖時の呪文、慣例）、口伝（猟犬の仕込み）も聞いたことがない⁴⁾。「後狩詞記」を読んで知ったことの方が多かったが、口伝として記された足跡から知るイノシシの肥瘠、肉の分配方法については猟師になりたての頃、先輩猟師から学んだ。A氏は狩りの伝書の存在を知らなかったが、あったとしても豪雨災害（1952年の台風12号による）で流されてしまっただろう、とのことだった。「後狩詞記」に銃猟、わな猟と並んで記されたヤマ猟（餌をおいて狩猟獣を誘い、餌をくわえ引くか猟師が手綱を引けば、支柱が外れ仕掛けていた戸板や格子が落下し、下の狩猟獣を圧殺できるという狩猟法）に関しては、戦中（1945年頃）までは行われていたが、戦後は行うことが禁じられている。A氏は10代の頃、集落内の猟師に連れられヤマ猟を手伝ったことがある。ヤマ猟は山腹の平坦な傾斜と、大きな石が必要であるし、圧殺のため血が出ずに肉に血が混じり美味しくなくなるため元々やる人は少なかった。また、A氏が狩猟を始めた頃（1960年代後半）は、猟犬の飼い主と仕留めた猟師にいい部位を分配し、「後狩詞記」に記述のある捕獲した肉の「猟犬の分は又一人前とす」という記述にあるように犬も人間1人分と数えていたが、1970年代後半以降は、犬の分を数えることはなくなった。

猟師としてのA氏は、狩猟に出る際は通常は単独で犬を連れて行くか、狩猟仲間3～4人で誘い合わせて狩猟に出かけることもあった。狩猟をする際に無線機が使われるようになるまでは、仲間内で口笛と竹笛での合図を決めて狩猟を行っていた。頻繁に狩猟に出かけていた時期は、仲間と狩猟をした後にはA氏宅に仲間が集まり、飲みながら反

表1 椎葉村における調査対象者の概要

	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	H氏	I氏	J氏
年齢	87歳	67歳	67歳	61歳	60歳	55歳	51歳	41歳	38歳	31歳
経歴	←	学卒後に大河内地区に戻り、今まで居住						→	一旦村外就業し Uターン	
仕事	農林業	農林業 牧場経営	林業会 社経営	農業	農業	農林業	牧場経営	農業 旅館経営	町役場 勤務	牧場勤務
猟歴	50年	47年	47年	38年	40年	20年	26年	10年	1年	6年

資料：聞き取り調査より作成（2017年10～2018年1月実施）

3) 個別インタビューについては、匿名でアルファベットを付して個別に狩猟歴や就業、猟に対する意見や想いを記載することについて了解を得た。

4) 前述のように、柳田國男の「後狩詞記」は椎葉村長であった中瀬氏の出身地である下福良地区嶽枝尾の狩猟習俗を中心として取りまとめたものであり、同じ椎葉村内であっても土地や歌、狩猟時の言葉など大河内地区とは詳細は異なっていたと考えられる。しかし、A氏の家に逗留して収集された習俗も含まれ、両地区の狩猟風俗が全く異なっていたとは考えにくい。そのため、本稿では「後狩詞記」を参考にしつつ、同様の習俗が継承されているかについて聞き取りを行った。

省会をした。元々人口が少ない地域なので、仲間とは狩猟を始める前から顔見知りであったが、狩猟の後は何時間も狩猟の話に花を咲かせていたため、狩猟が近隣の住民間での交流のきっかけとなっていたという。しかし、一緒に狩猟をしていた人が亡くなり、A氏自身が狩猟に出る回数も減少したこと、飲酒運転の取り締まりが厳しくなったことなどをきっかけに、そういった機会も少なくなっていた。近所の付き合いのため、お互いの関係性は変わらないが、集まりが少なくなったことは寂しく思っているそうである。

「猟友狩り」は、地域の猟師全員で狩猟をし、捕獲した鳥獣の肉を食べ、反省会をする場であり、新米の猟師はその場でベテランの猟師から狩猟に関することを学ぶことができる。また、ベテラン猟師からの指示で若い猟師がマブシと呼ばれる獲物を待ち受け仕留める役割を果たすこともあるので、一緒に狩猟をやりながら学び、覚えるといった流れがある。新しく猟師になった人は見て学び、自分でもやってみて、それを繰り返すことで自分のものとする。それが繰り返されて、狩猟にまつわる知識は受け継がれている。そういった流れがあるため、本地域では狩猟におけるマナーや方法が猟師間で問題になることはなかった。

狩猟が上手いベテラン猟師は、山を歩くのも早く、他の猟師とは気質が違っている。狩猟への勘が鋭く、その人の「最後にもう一回だけ（獲物を探しに）行ってみよう」という言葉に付いて行くと、本当に獲物が獲れる。

A氏が狩猟を始めた1960年代から1980年代半ばまではイノシシの頭数の方が多かったが、1980年代後半から急激にシカの頭数が増加したように感じた。2005年頃まで捕獲したシカをシカ刺にして食べていたが、今では衛生面の問題等が大きくなりほとんど食べなくなってしまった。また、シカの頭数が増えても、肉としてはイノシシの肉の方が美味しいという。昔は九州大学演習林内では狩猟が禁止されていたため、禁猟区だった演習林でシカの頭数が増えた一因であると考えている。行政主導の一斉捕獲や、頭数当たりの報奨金が出されることで、シカの頭数は減少していると実感しているが、イノシシの頭数には変化が無いように感じている。一方で、A氏の考えでは、有害捕獲の報奨金は、狩猟期以外の有害捕獲のモチベーションにはつながらない。A氏自身は、報奨金の申請の為に獲物の写真が必要となるため3年ほど前にカメラを新しくしたが、尾を切るのを忘れて埋葬してしまったり、写真がうまく撮れていなかったりしたため申請はしたことがない。お金はもらえれば嬉しいが、それを目的に狩猟をしている人はいないとの意見であった。夏場の狩猟は、猟犬が疲れて獲物を追わなくなることに加え、猟師にとっても暑さが辛く、特に犬を連れて獲物を追いかける勢子の役割の猟師が大変な思いをする。また、山に入ると必ずヒルがついてくる。やらなくてはならないという気持ちはあるが、積極的にはなることができない。また、夏のイノシシには脂がのっていないことから、肉を食べたいという気持ちにもなりにくい。

A氏の考えでは、野生鳥獣に起因する農林業被害は、猟

師がいないと解決は難しく、若者に入って来てもらう他ない。しかし、若者が大河内地区に住むにも、仕事がない、外に通勤する場合は狩猟をする暇がない、子育てに苦勞する等の理由から非常に難しいと思われる。また、警察による銃の規制が進み、以前ほど簡単に銃の所持許可が下りなくなっているのも猟師減少の一因であると考えている。A氏の子息3人も、大河内地区に戻ってくる様子はない。A氏自身も、子供たちは山に興味、関心がなく、戻ってきても仕事がないため仕方がないと諦めている。

(2) B氏 (67歳)

学卒後大河内地区に戻り、農林業を生業として生計を立ててきた。所有農地は約40aで、稲作を行っている。所有林地の面積は約30haで、ほとんどが住居の周辺にある。スギを中心に、ヒノキ、クヌギが主で、50年生前後の山林が多い。森林はすべて自ら管理を行っている。また、1ha程度の牧草地を所有しており、肉牛の子牛販売を行っている。2017年10月時点で、親牛を13頭飼育している。収入の割合は、肉牛販売が4割、農業が3割、林業が3割である。所有林地における獣害は、樹木の剥皮と植林後の幼齢木の食害が挙げられる。所有する農林地には防護ネットを張るなどして対策をしているが、実際の効果は薄い上、頻繁な手入れが必要となるため面倒だと感じている。

B氏は、代々狩猟をする家系に生まれ、狩猟行為や銃に慣れていた。B氏自身は20歳で銃猟の免許を取得したが、わなの免許の取得は遅く、2017年である。銃免許を取得した当時から猟犬を飼育しており、現在の飼育数は12頭である。そのうち実際に狩猟ができるのは6頭であり、その中から現場に応じて選んで連れて行く。猟犬は、約10年前が最も多く18頭を飼育していた。幼少期よりイノシシ肉とシカ肉を食べて育ち、今も捕獲した獲物の肉は自宅でさばき、欲しい人に譲るか、自家消費をする。B氏の家系は猟師が多いこともあり、狩猟グループは以前から親戚内が中心で、そこに同じ集落の猟師が加わった3～4人で狩猟に出かける。新しく始めた猟師も、一緒になって狩猟をするうちに、狩猟に関する知識を自然と覚えていく。猟友会の人数が一番多かった時期に比べると減少したが、B氏のグループの猟仲間は減っておらず、変わらず仲良くしている。こういった猟師同士のつながりが、集落全体のつながりに影響している面は少なからずあり、猟師間だけでなく、猟師のいない家にも肉を分けることがあったり、シイタケ栽培農家からB氏のもとに鳥獣被害の相談が来たりする。

狩猟グループのメンバー構成は変わっていないが、狩猟の方法は車の普及によって少しずつ変わってきた。以前は一日中歩いて山中を回っていたが、車が普及し車道も整備されてからは山の中を歩くのは、獲物を追い立てる役割の勢子くらいで、他の役割（マブシ）は車で回れるようになった。また、狩猟中の仲間内での連絡も、以前は口笛や竹笛で合図を決めていたが、無線機が出来てからは無線を使えるようになった。竹笛は猟犬を呼ぶときのみ現在も用いられている。また、今でも続く狩猟に関する行事の一つ

に、山の神祭りがある。B氏の住む14戸の集落の4名の猟師が、狩猟期が始まる初日に集落にある神社で行う。また、4年に1度その祭りで神楽を奉納する。その祭りについても、先輩猟師の様子を見て学んだ。

B氏の父親は猟犬を飼育することもなく、猟師仲間から誘われると狩猟に出る程度であったが、B氏自身は非常に狩猟を好み、若い頃は仕事より狩猟を優先していた。獲物の見回りに行くのも含め、狩猟期は2日に1度の頻度で狩猟に出かけている。イノシシ肉の美味しさを幼少期から知っていたことに加え、獲物を犬が見つけ、犬とイノシシが格闘している場に駆けつけるスリルと仕留める瞬間が狩猟の楽しさである。1970年代はイノシシが良く獲れて、肉の販売も行っていたが、シカの数はまだ少なく、捕獲頭数も猟期に10頭以下であった。その時期は、田んぼの近くに出てきた鳥獣も犬で追い払うと出てこなくなり、稲作に被害が出るようなことはなかったが、今ではイノシシも人間や犬を怖がらず、犬から10m位近くまで寄ってくるようになった。また、1990年代からシカの頭数が増加し、それに伴い林地の獣害も増加してきた。

獣害を防ぐために田畑をすべて網で囲うことは不可能であり、駆除をしなければ鳥獣の個体数減少は期待できない。有害捕獲で頭数管理をすることが一番効果的だと考えている。しかし、下草が茂った場所での狩猟は体力的にも厳しく、お金が出なければ取り組む人はいなくなってしまうため、報奨金の支払いは不可欠である。また、数年前から、下層植生が消失すると土が流れ災害につながる恐れがあるため、周辺の鳥獣保護区を開放してくれるよう行政に伝えてきた。九州大学の宮崎演習林に対しても、獲物に演習林の中へ逃げ込まれるとそれ以上追いかけることができなかったため、もう少し早く鳥獣対策に取り組んで欲しかったと思う。

B氏が有害捕獲を行う際は、林道を車で回り、獲物を見つけたら鉄砲で捕獲する方法をとる。報奨金取得のための申請は頻繁に行っており、これまで4年間で1,000頭以上を捕獲し、申請した。有害捕獲において、B氏が地区の捕獲班と行動するのは、行政が指定する一斉捕獲の時のみで、他は単独で行動することが多い。地区内の付き合いがある人からは、直接「獣害があったので、追い払ってほしい」と連絡を受けることもあるが、基本的には班長を経由して班員に地域住民からの要望が伝えられる。夏場の捕獲には、イノシシ肉がおいしくない上、ダニやヒルにかまれると10日くらい痒さが残り、あまり積極的になることができない。また、夏のシカ肉は意外とおいしく人に譲渡することもあるが、肉が痛むのも早いので、獲物の肉を食べるのは冬が中心となる。

有害捕獲の報奨金は、猟師にとって有害捕獲に取り組むモチベーションにはなっていると考えているが、報奨金のために狩猟を始める人はなく、直接的な参入のきっかけとはならないと考えている。狩猟を始めたばかりの新米猟師は、昔から地域で狩猟をする人たちを見て狩猟の方法を学ぶため、報奨金が原因と考えられる猟師間のトラブル等は

ない。一方で、30代の若い猟師は仕事があり狩猟に行きたくても行けていない状況である。狩猟へ行く回数が少ないと狩猟に関する知識を覚えるのが遅く、経験も浅いまま猟師として成長できないため、もったいない状況にある。そうした中で、猟期の初日に大河内の猟師が全員集まって行う猟友狩りは狩猟に関することを教える貴重な機会となっている。

他出する若い世代の人たちは、田舎には仕事がないため出ていかざるを得ない状況にあり、現金収入を得ることができれば田舎に残こともできるのではないかとB氏は考えている。大河内は教育面で費用がかかり、子育てが難しい状況にあるため、どんどん過疎になり、結局コミュニティの中で暮らせなくなってしまうことを危惧している。

(3) C氏 (67歳)

C氏は大河内猟友会の会長を務め、2017年で8年目の任期となる。学卒後、大河内地区に戻り、林業を生業とする。田舎暮らしの楽しみがなかったところ、B氏に誘われ、24歳の時(1974年)に銃猟の免許を取得した。取得当時はシカ数は少なく捕獲できず、イノシシの捕獲が主であった。わな免許を取得したのは6年ほど前で、仕事の林業が忙しく銃猟に出かけられる回数が少なかったため、仕掛けておけるわな免許を取得した。現在は林業会社を経営しており、8名を雇用している。収入源は林業のみであり、所有山林の約100haの面積で、天然林が3割、人工林のスギ、ヒノキが7割である。一時期ケヤキを植えた時期もあったが、すぐに食害にあい駄目になってしまった。人工林の植林地には、ネットを張り見回りを行っているが、植えてから3年間は特に注意が必要で、会社としても鳥獣被害は年間で相当なコスト負担になっている。

C氏の狩猟グループ(猟仲間)は、C氏を狩猟に誘ったB氏を含めた5～6名で、気の合う友人である。1970年代後半頃から狩猟に無線機を活用するようになり、今は猟師同士のやり取りはすべて無線で行っている。狩猟において一番重要なのは猟犬で、猟犬の出来によってすべてが決まると言っても過言ではない。C氏は銃猟を始めた翌年から猟犬を飼育し続けていたが、ここ10年ほどは飼育していない。1970年代から2000年初頭までの約30年間は、賢い猟犬を飼育していたこともあり、猟期には仲間と2人で毎日のように狩猟に出かけていた。また、1990年頃まではイノシシ肉の値段が約6,000円/kgと高く、獲れば売れたので収入にもなっていた。1990年代以降、イノシシ肉が売れなくなったことに加え、シカ肉が原因となるE型肝炎が取り沙汰されるようになったことから、衛生面の取締も厳しくなり鳥獣の肉の販売が難しくなった。仕事が忙しくなったこともあり狩猟に出る回数が減少していき、現在はほとんど狩猟に参加できない(猟期に10日ほど)が、仲間と呼ばれて夜の集まりだけ参加することは多い。

「後狩詞記」に記述のある捕獲した肉の「猟犬の分は又一人前とす」という分配方法に加え、猟師の家族の人数を数えての分配方法は、1970年代まで続いていた。現在は狩猟に参加した猟師の人数だけで分配している。また、その

ころまでは肉は貴重なタンパク源であったため、猟師のいる家庭だけではなく隣近所にも分けなくてはいけないという考え方もあった。

有害捕獲については、夏場の肉を食べる人はほとんどいないため、冬場の猟期同様のモチベーションで狩猟に挑むことはできない。「猟友会の役割、地元への貢献」という気持ちだけでは、わざわざ自らの時間もお金も割く気にはなれないため、報奨金が出なくては取り組むのは難しい。

(4) D氏 (61歳)

中学校卒業後、大河内地区に戻る。建設業に10年間勤め、その後農業協同組合の畜産部門で20年勤務し、家業を親から受け継いだ。現在はシイタケ栽培、稲作(約10a)、牛(1頭)の飼育、飼料作物栽培(約5a)を行う。所有する林地は約40haで、スギ、クスギの造林を一部で行っているが、多くは雑木林となっている。造林地にはシカネットを張っているが、それでも見回りは必要である。最近ではウサギによる被害も大きい。猟銃免許を取得したのは23歳の時(1979年)で、当初は狩猟の後の美味しいお酒を飲むために始めたが、今は農地や林地の被害対策のために行っている。

猟期に暇があれば狩猟に出るが、子供のことや仕事で忙しく猟期の初日と終わりの2回を合わせても猟期に5~6回しか行けないのが現状である。共に狩猟するのは4~5人で、D氏単独で出ることはない。また、一緒に行く誰かが犬を連れて来る。猟師仲間は、家が近くて気が合う人たちで、猟師同士だけという訳ではなく、昔からずっと近所づきあいしている友人である。グループで狩猟に出る回数自体も約20年前(1990年代後半)から減少傾向にある。同時に、10年ほど前から銃を撃つのもお酒を飲むのも厳しくなってきたので、仲間内での集まりも減っているように思う。

ここまで個体数が増加し被害が大きくなったのは、メシカの捕獲が禁止されていたこと、周囲に保護区が多かったからだと思っている。また、同時にシカやイノシシの生態も変化している。有害捕獲に関しては、マブシはいいが犬を連れる人が大変だと思う。D氏は、ダニやヒルはあまり気にしていない。報奨金については、1頭当たりのお金が出るとしても、忙しいなか時間を割いてまで狩猟に行き、申請する手間を考えるとその価値はないという考えから、有害捕獲の報奨金申請はしたことがない。

(5) E氏 (60歳)

学卒後大河内地区に戻り、農林業で生計を立ててきた。5年前までは林業会社に勤めていたが、退職し、現在はハウレンソウとシイタケ栽培で生計をたてている。所有する約25haの林地はスギ、ヒノキ、竹林で、時々手入れに行くがほぼ放置をしている状態である。獣害の状況は深刻で、行政の補助をもらって農地にネットと電柵を付けている。祖父がわな猟をする猟師で、幼少期より狩猟には関心があった。E氏自身は20歳で銃の免許を取得し、40歳のときにわなの免許も取得した。

狩る鳥獣はイノシシとシカのみで、狩猟に関することは

同じ狩猟グループのメンバーに教わった。E氏自身は猟犬を飼育しておらず、狩猟をする際はグループの誰かが犬を連れて来る。グループの仲間はB氏、B氏の弟2人、C氏で、これは20歳で狩猟を始めた時から変わっていないメンバーである。メンバーは非常に気の合う仲間、非常にやりやすいと感じている。20歳で狩猟を始めたころ(1970年代後半)は、イノシシとシカの獲れる割合はおおよそ50:1でイノシシが多かったが、1990年代後半頃から逆転しているように感じた。狩猟を始めてからは3か月(約90日間)の猟期のうち、80日ほど山に入っていたが、20年前(1990年代後半)から徐々に回数が減少した。また、狩猟をした後に行う反省会の回数も減少しつつある。原因としては、約15年前(2000年代初頭)から狩猟以外の生活が忙しく、参加できる回数も少なくなり、自分自身では猟犬を飼育していないため、単独で狩猟に出かける気になれないことも影響している。狩猟の出来は猟犬の力が90%で、残りの10%が人によるものだから、犬の存在は非常に大きいという。しかし、狩猟に出る回数が減ってもメンバー間の関係性は変わらない。猟師のつながりというよりも、近所付き合いの中で猟師というつながりが存在している。狩場においてどこが誰の山なのかは大体把握している。狩場のナワバリ意識はあったと思うが、基本行けるところにはどこでも行っていた。狩猟に関する行事が特に変わっているとは感じない。昔から狩猟の初日の猟友狩りと、猟期の終わりに警察の人も呼んで行う集会在が猟師全員で集まる大きな行事である。

猟期以外に行われる有害捕獲に関しては、特に犬が暑さにやられてしまうため、大変だと感じている。捕獲の報奨金は、獲物が捕獲出来たら申請するようにしており、お金が有害捕獲のモチベーションとなっていることは間違いないと考えている。E氏自身は犬を連れて本格的に行くことはできないが、単独で林道から見回りをすることはある。有害捕獲の申請数は多い年で年間約30件であった。ここまで頭数が増えて被害が大きくなったのは、保護区が一番大きな原因であると思っている。山の様子を見てみると、10年のうちに大きい災害が起こるのではないかと心配している。実際保護区を決める職員は山の現状を知らないからこういう事態になる。最近では山に下草がなく牧草地に入り込んで牧草まで食べるようになってきているから、繁殖力も増しているのではないかと心配している。

猟師の増加については、狩猟するには狩猟が好きで趣味にならないと、免許を持つだけでは続かない。行政が色々手を打っても結局、狩猟が好きかどうかが一番重要である。特に猟犬まで飼って狩猟をしようという人はほとんどいない。また、若い人ほど、子供がいると、子供の学校行事等で忙しくなるし、部活動があると土日もつぶれる。そうすると、有害捕獲に参加することができないため、猟師が増える可能性はないと考えている。

(6) F氏 (55歳)

高校卒業後、大河内地区に戻る。農林業と、砂防関係の仕事をしている。所有農地は約26aで、稲作を中心に行っ

ている。林地は約 100ha 所有し、10 年前までは山仕事をしてきたが現在は手入れをしていない。父親がわな猟と銃猟をしており、幼少期より狩猟が身近であった。年中仕掛けて置くことから 20 年前にわなの免許を取得し、父親の手伝いをしながら狩猟に関することを覚えていった。わなにかかった獲物の止め刺しのため、銃の免許を取得したのは 13 年前である。

猟犬の飼育はしておらず、狩猟に出る際は単独、もしくは猟犬を持っている猟師と一緒に出る。捕獲した獲物の肉は、自家消費か、近所に配ることもあり、大河内小学校の先生や演習林の職員と一緒に食べることもある。イノシシ、シカ以外にもヤマドリ、タヌキ、ムジナ⁵⁾ はわなで捕獲する。猟期に捕獲する頭数は、7～8 年前が最も多く約 30 頭で、今は 20 頭以下に減っている。猟期に狩猟に出る回数自体が減っており、今では週に一度の見回りで、出るのは年間 7～10 回程度である。近隣には、自分を含めて 6 人の猟師がいて誘いの電話は偶にかかってくることもある。大河内地区内で猟師は必ずしも全員がグループを構成しているわけではない。

暑い時期の一斉捕獲は、犬を使い、追う猟師は大変だと思うが、マブシは夏場でも問題ない。しかし、有害捕獲について、頭数がたくさん獲れるわけではないため、報奨金が出るから見て回ろうという気にはならない。

(7) G 氏 (51 歳)

大河内地区の有害捕獲班班長を務める。高校を卒業後、大河内地区に戻り、約 10 年間は土建業に従事していた。その時期、狩猟をする親戚に「猟をするから手伝いについて来い」と声をかけられ、山から獲物を出すを手伝うなどしていた。元々 G 氏の祖父が狩猟をしていたこともあり、26 歳の時 (1992 年)、自らも猟銃免許を取得した。その後、農業協同組合で畜産関係の仕事に 14 年間就いたのち、同級生と牧場を始めた。現在、約 230 頭の肉牛を飼育する。G 氏は猟犬を 7 頭飼育しており、農協で働いている頃は仕事の休みが週末だったが、牧場勤務となってからは休みが不定期となり、猟に行くのが難しくなっており、必然的に猟師仲間との集まりは、15～16 年前と比べて減少している。現在、G 氏が 1 度の猟期に狩るのはシカが 15 頭前後、イノシシが 5～6 頭である。なお、G 氏は楽しみとして狩猟を始めたため、狩猟することに抵抗は感じていない。

狩猟のやり方については、ベテランの猟師 (B 氏) と狩猟をすることで覚えた。G 氏が若い猟師に教えるときも、同じように共に狩猟をし、待ち場での待ち方等実際に見せて教える。ベテランの猟師が元気で、狩猟のやり方は直接やかましく言われるため、新規参入者のマナーが悪いことなどはない。狩猟に出かける際は、集落で近くに住む猟師を呼び集めて 2～3 人で狩猟を行う。G 氏が狩猟を始めた 1990 年代には、他の猟師の狩場に入らなくても獲物が獲れるようになったものもあるが、既に狩場に関するノウハウ意識は薄れていたように思う。ただ、狩猟を始めてから今ま

でずっと、犬がわなに掛かってしまうのを避けるため、わなが仕掛けてある場所には行かないようにしている。基本的に他の人の山に入るときは、見かけた時に声をかけ許可をもらい、そこで狩猟が成功した場合は所有者に獲れた獲物の肉を分けることもある。なお、西米良村の方に狩りに行く際は所有者に許可を取るが、大河内地区内では許可を得ずに入ることもある。

地区で続く狩猟文化が残っていると思うのは、肉の分配において臍臓を除いて、すべて分配することである。1970 年代までは猟犬を飼い、狩猟に犬を出した人は犬の分も一人前と数え、さらに猟師の家族分まで数えていたそうで、それは今と比べて肉は貴重なタンパク源であったからではないかと思われる。自分の代は、猟師だけで均等に分けるようになった。なお、猟期の獲物は皆で分けて、犬の餌も含めてすべて頂くが、有害捕獲では良い部位だけを頂き、残りは埋葬する。例外として、一般狩猟解禁日の狩猟と集会 (猟友狩り) と、猟期の終わり (警察関係者等も呼ぶ集まり) ではその日の狩猟によって得た肉を提供することとなっている。また、大河内地区全体で山の神祭りは行わなくなったが、G 氏の住む集落では 5～6 年ほど続けており、猟期の解禁日の前日には、普段一緒に狩猟をする 8 名の猟師と山の神に事故のないようにお祈りをしている。

G 氏自身は、有害捕獲に対し、自分が苦勞して育てた農作物や山を荒らし、被害を出されるのは腹が立つからという考えで取り組んでいる。しかしながら、適正頭数を維持するというのは非常に難しいとも感じている。猟期に気軽に楽しめるはずだった狩猟が、駆除を目的にしてしまうと猟師には負担になる。実際、現状行っている駆除では、とても駆除が追いつかない。社会はサラリーマン化し仕事で忙しく時間が取れないことを考えると、報奨金を増額したり狩猟に出るのを日当制にしたりしなければ、現状のままでは頭数が減ることはないと感じている。また、シカは年に 1 度の子育ての時期に 1 頭の子どもを産むはずだが、今は年中子どもを連れて歩いているのを見かけるため、シカの生態も変わりつつあるのではないかと考えている。人間とシカの立場が逆転し、人間がネットの中に住んでいるような状況になっている。そういったシカの頭数の増加は、台風が来た時などに特に実感する。以前は台風の 1～2 日後に川の水が増えたように思うが、今では 1～2 時間で一気に増水するようになった。

G 氏が有害捕獲の課題だと感じることは、猟師数の減少である。10 年後には地区の猟師の数は現在の半分の数になると予想される。また、シカはメスを出産する可能性が約 7 割あるという説もあり、今後は大量に捕獲する方法が必要となり、そういった方法がなければ農林業は営んでいけなくなると危惧している。地区の猟師としては、狩猟にすることができかどうかによるため、狩猟に興味さえあれば、近年椎葉村内で増加している都会からの移住者でも猟師にはなれると考えている。しかし、警察による猟銃に

5) ムジナとはタヌキ、アナグマ、ハクビシンをまとめて称する言葉として使用されるが、当地域では主にアナグマを指す。

関する審査や、免許取得にかかる費用、猟具を一式そろえる費用等が負担になる。また、狩猟に関して禁猟区等の縛りが厳しいため、年度単位で禁猟区の開放も検討が必要である。

(8) H氏 (41歳)

高校を卒業後、宮崎市で就職をし、宮崎市内でいくつか仕事をしたのち、23歳で大河内地区に戻る。現在は旅館を経営している。宿泊客は主に治山関係の仕事で大河内を訪れる人である。所有する林地は約2haで、そのうち約0.7haが人工林で、残りは天然林である。施業は森林組合に委託しており、鳥獣被害としては、タケノコをすべて掘り起こされてしまう点で困っている。また、葉ワサビの栽培をしており、そこでも食害を受けている。幼少期はシカの鳴き声を聞いたことがなかったが、中学生以降(1990年代以降)は、よく地域でシカの鳴き声を聞くようになった。

H氏の家は元々猟師の家系ではないが、仕事仲間が狩猟をしていたこと、旅館で肉を提供できること、集落でのまつりごとの際に他の集落から捕獲した獲物を提供して貰っているのを、自分の集落で獲ったものとしたことから、31歳の時にわな猟免許を取得した。その後、周囲からの勧めで猟銃の免許も取得した。

狩猟に出かけるのは基本的に1人である。狩猟解禁日の猟友狩りと合わせて猟期に2~3回猟に出るが、特に山に入るための許可等は取っていない。獲物が獲れた場合は、山の持ち主に獲物を分けることはある。1年間で捕獲するのは3~5頭で、捕獲できたら報奨金申請はするようにしているが、報奨金が直接狩猟に出るモチベーションとはならない。一方で、有害捕獲について、特に夏場などは、報奨金が出なければわざわざ山に出かけることはしないとも考えている。猟師にも家の仕事があるため、狩猟だけをしては生活ができない。

土日は地域の行事等があり忙しく、狩猟に割く時間がほとんどない。よって、行政主導の一斉捕獲にも参加経験はない。自分が狩猟のやり方を分かっていると、ベテランと一緒に狩りをするのは気が引ける、という気持ちがある。大河内では猟師同士が全員知り合いなので、ベテランの猟師が狩猟に関することを教えてくれるが、教えてもらったことを繰り返し、頻繁にやらないとなかなか身に付かない。しかし、若い人ほど生活が忙しく狩猟に出る暇はないという状況となっている。

(9) I氏 (38歳)

学卒後、熊本県で建設業に従事していたが、親が亡くなったのを機に2005年に大河内に戻った。亡くなった父親が大河内で猟師をしていた。現在は大河内から、椎葉の村役場へ勤めている。所有農地(約20a)では稲作をし、林地(20ha以下)は手入れしていない状況である。2016年に猟銃の免許を取得したばかりで、有害捕獲班には配属されていない。既婚で、I氏の妻(皮なめしの経験有)も猟銃免許を取得する予定である。

G氏から譲ってもらう形で、猟犬1匹を飼育している。猟期に狩猟に出かけたのは、2015年は5、6回であった。

狩猟をするのは主に住居周辺の山で、猟師のノウハウ意識は大河内内でも違っているが、I氏宅周辺の猟師はあまり気にしないため、特に許可は取らずに山に入る。

有害捕獲に報奨金が出ることに對しては、ベテランの猟師のように狩猟に行けば必ず獲物が捕獲できる、もしくは獲物の数に関わらず日当で手当が出るなら話は別だが、現状で捕獲に対する意欲向上につながっているとは感じていない。I氏自身も狩猟を行うのは、鳥獣が畑や田んぼを荒らすから、捕獲するという意味合いが大きいという。

(10) J氏 (31歳)

J氏は、I氏の弟にあたる。学卒後、宮崎市内で畜産業に従事していたが、22歳で大河内に戻ってきた。農林業はせず、土地を所有していないため、現在は牧場に勤める。父親が狩猟をしていたことがきっかけで狩猟を始める。25歳でわなの免許を取得した。猟銃免許を目指しているが、まだ取得にはいたっていない。わなは自宅の周辺のみにかけるため、頻繁に見回りはしない。

猟期に捕獲する頭数は0~1頭程度で、有害捕獲の報奨金申請はしたことがない。頭数管理については、駆除するほかにはないが、獲物の数に応じてお金が出てそれが生活できるくらいの金額がないと捕獲への意欲につながりにくいのではないかと考えている。捕獲出来た獲物の肉の加工にも難しさがあるし、狩猟には確実性がないため自分の趣味としての狩猟以外では獲りたくないという気持ちもあるという。

3.4 インタビュー調査のまとめ

聞き取り調査から次の3点が明らかとなった。第1に、椎葉村大河内地区における狩猟状況と背景の変化である。椎葉村では伝統的な銃猟が継承されており、細かな狩猟文化は簡素化されているものの、約100年地域で受け継がれている習俗も残っていた。長く狩猟は、周囲を山に囲まれた山村地域において、農閑期の楽しみの一つとして地域に根付いていた。新たに狩猟を始める人のきっかけとなっているのは、親が猟師であることや、同じ地域に住む猟師か

表2 法令の沿革と椎葉村における狩猟状況に関する年表

年代	保護				保護・管理	
	1918	1948	1963	1978	1999	2006
法令の沿革	狩猟法改正	メスジカ狩猟法改正	鳥獣保護狩猟法改正	オスジカ捕獲一日一頭制限	特定鳥獣保護管理計画創設	網・わな免許の分割
狩猟に関する状況	狩猟記一書 柳田園男(1909) (後)	(1954) 台風12号による豪雨被害		イノシシが獲れて高く販売	シカの頭数が増加	猟に出る回数減少 猟仲間での集まりも減少 (生活の忙しさ、 飲酒運転の厳罰化)

資料：文献調査(林野庁1969、山本2016、野生生物保護行政研究会2016等)および聞き取り調査(2017年10~2018年1月実施)より作成。

らの勧誘がほとんどであることから、地域において狩猟行為が身近であることが分かった。しかし、長く生活の楽しみとされてきた狩猟も、地区の人口減少、生活スタイルの変化等の社会状況を原因に、狩猟回数は減少傾向にあった。表2は、既往資料および聞き取り調査を基に当地の狩猟を取り巻く状況について年表にまとめたものである。1970年代の後半から1980年代には、イノシシがよく獲れ、イノシシ肉も高く売れることから、当時の大河内地区の猟師は積極的に狩猟に取り組んでいた。この時期は、まだシカを捕獲する機会は少なかったという。1990年代に入ると、シカの頭数増加が見られるようになるが、1990年代以降、地区の人口減少により、行事等での1人当たりの負担が増えたことや、仕事の忙しさを原因に狩猟に出る回数が減少し始めていた。また、同じ大河内地区ではあっても集落間は非常に離れているため、飲酒を伴う交流会の機会の減少、シカ肉によるE型肝炎の症例報告で鳥獣肉の取り扱いが厳しくなったのも、狩猟に出る回数が減少した原因の一つであるとの意見も聞かれた。

狩猟に関する法令については、1918年に狩猟法が改正され、それまで保護する対象が「保護鳥獣」として指定されていたのに対し、狩猟できる鳥獣が「狩猟鳥獣」として指定され、それ以外の鳥獣は原則捕獲を禁止するという体制に転換した。1948年にはメスジカが狩猟獣から除外され、狩猟を禁止される。1963年に狩猟法は「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（鳥獣保護狩猟法）」と名称が変更され、積極的に鳥獣の保護を行うことが法律の目的に付加され、さらに保護体制は強化されることとなった。また、1978年にはオスジカの捕獲についても1日1頭との制限が設けられることとなった。大正から昭和にかけて、野生鳥獣を保護することを法律の目的とし、積極的に保護が進められてきたが、1999年の改正で、法律の目的はそれまでの保護から、保護・管理に変更され、「特定鳥獣保護管理計画」の制度が新たに創設された。これにより、保護管理計画を作成すれば、メスジカの狩猟が可能となった。鳥獣保護狩猟法は2006年に再度改正された際、休猟区の中でもイノシシ・シカの捕獲が可能となる「特定休猟区制度」が創設された。椎葉村においてシカの頭数が増加し始めた1990年代と、法令によって野生鳥獣の管理が進められてきた時期はほぼ同時期であることが分かった。しかしながら、法令で鳥獣管理に関する制度が設けられた時期には、狩猟に出る回数は既に減少傾向となっており、行政の体制完備と山村地域の状況にずれが生じていたことが分かった。また、聞き取り調査の中では大河内地区の周辺には保護区が多く、獲物に保護区へ逃げ込まれることも多かったことから、保護区の開放という対応についても、早めに取り組むべきであったとの意見が聞かれた。

第2に、冬場の猟期の狩猟と、1年を通して行われる有害捕獲について、猟師の取り組み姿勢に大きく違いがあることが分かった。11月から2月にかけて行われる猟期の狩猟においては、銃と猟犬を使った伝統的な狩猟法で、この狩猟の方法においてシカ、イノシシと猟犬が格闘する場所

に駆けつけるスリルに楽しみを感じている猟師もいた。また、冬場の獲物には脂がのっており美味であることも、冬場の狩猟に魅力を感じている要因の一つとなっており、猟期の狩猟は大河内地区の猟師にとって、多少忙しくとも、時間を割いて行く価値のあるものであると考えられている。一方で、夏場の有害捕獲に関しては、体力的に厳しいことに加え、山に入るとダニ、ヒルに悩まされ、暑さで猟犬を走らせることができないため、獲物を捜し捕獲する手段が、車両で林道から見回りを行うか、わな猟による方法が中心で、楽しみも感じる事ができず、また、狩猟に出るのにも経済的負担（燃料費、弾丸費等）と時間を割いてまで行く価値はないと考える傾向にあった。また、捕獲した獲物を放置することは禁じられているため、獲物を山から下すか、穴を掘って埋める必要があり、その手間を負担と感じるという意見もあった。同じ捕獲活動であっても、一般狩猟期に行われる狩猟と、春から秋にかけての気温の高い時期の狩猟では、猟師の捕獲への取り組み姿勢が大きく異なっていた。

第3に、報奨金が地域の猟師に与えている影響については、直接的に報奨金が新規参入者のきっかけとはなっていないが、年齢と狩猟歴に起因する狩猟の腕前によっては、報奨金が捕獲に対する意欲を上げる一因となっていることが分かった。狩猟に出る時間があり、狩猟歴の長い経験あるベテランの猟師にとっては狩猟に取り組むモチベーションとなっており、報奨金が支払われなければ、夏場の捕獲には取り組まないという意見が多く聞かれた。一方、年代の若い猟師にとっては、狩猟に出ても必ずしも獲物を獲ることができないため、報奨金は捕獲に取り組むために有効に働いていないことが分かった。これは、若い人ほど生活が忙しく狩猟に出る時間が少ないため、狩猟の腕を磨く機会も取りにくいことが影響していると考えられる。

また、約100年前に出版された「後狩詞記」と現在の椎葉村における狩猟文化の比較では、当時主流であった犬を使った銃猟が現在も変わらず行われていることに加え、1970年代までは、狩猟に参加した犬も人間1人と数え、獲物の肉を均等に分配するという分配方法がとられていたということであった。また、獲物の蹄の跡からその獲物の肉量はどの程度のものか把握することについては、今の猟師も先輩の猟師から聞き、なじみがあるということだった。

以上より、本調査の結果から考えられる椎葉村における課題は、報奨金が鳥獣管理の担い手確保に直接的に働いておらず、若い猟師ほど報奨金の魅力を感じられないこと、地域で高齢化、人口減少が進み、移住者への新規参入期待も聞かれたものの、猟師数の減少が危惧されることが挙げられる。

4. 大分県中津市耶馬溪地区での捕捉調査結果

4.1. 捕捉調査地の位置づけと概要

本章では、椎葉村の調査結果を相対化し、狩猟文化の特徴とシカ害対策の課題を考察するために、大分県中津市耶馬溪地区で調査を実施した。耶馬溪の特徴は、わな猟が中

心で、近年移住者による新規参入の狩猟者が存在していることである。

大分県中津市耶馬溪地区は大分県北西部に位置する。山間地域であるが福岡市や北九州市から車で1時間圏内である。耶馬溪地区の人口は3,897人、高齢化率40%（中津市2015）と中津市の中でも高齢化率が高い地域である。中津市の林野面積は37,994ha、林野率は77.3%（大分県農林水産部 2016）である。大分県全域でのシカの推定生息頭数は113,756頭で、そのうち約37%に当たる42,487頭が中津市、日田市北部、玖珠北西部に生息するとされる（大分県2017）。

4.2. 補足調査の方法

2017年7～9月に、中津市耶馬溪支所農林建設課鳥獣保護管理担当者、耶馬溪地区に居住する狩猟歴の長い猟師1名、中津市猟友会支部長へ聞き取り調査を行った。調査内容は、行政担当者には鳥獣被害の現状、被害への取り組み状況、猟友会等の団体との関係性について、狩猟者には椎葉村での調査同様、対象者の概要、狩猟に関する事柄、有害捕獲に対する考え方について、猟友会役員には猟師への質問項目に加え、猟友会の運営、役割、行政・地域住民との関わりについて聞き取りを行った。

4.3. 捕捉調査結果

4.3.1. 行政の対応

中津市旧耶馬溪町地区の鳥獣管理を2017年度4月から担当するO氏に、耶馬溪における行政の鳥獣被害に対する取り組みについて聞き取り調査を行った。

中津市では旧町村単位で5つの地区に分け、それぞれ鳥獣管理の行政担当者が1人ずつ存在し、中津市役所の林政課がそれを総括している。耶馬溪地区は地区内に60名の狩猟者がおり、有害捕獲においては各人の居住エリアごとに1班10名前後の合計6班に分かれている（中津市2016）。行政担当のO氏と捕獲に関しての依頼や手続き等のやり取りをするのは、各班を代表する有害捕獲班長である。班長は月に1度、捕獲日誌、捕獲した鳥獣から切り取った尾、捕獲時に撮影された写真をまとめて行政に提出する。捕獲日誌にはどの班員が、いつ、どこで捕獲をしたのかが記録されている。捕獲時に撮影された写真には捕獲した鳥獣の全体像と、行政から渡される捕獲許可番号、捕獲者氏名、捕獲鳥獣の種類等が記載されたプレートを同じ写真の中に写さなくてはならない。なお、行政に申請される捕獲鳥獣の捕獲方法はわな猟が98%を占める。

耶馬溪地区では、畑や水田の周りに鳥獣対策用の柵が張り巡らされている光景を頻繁に目にする。それらの柵の設置においては、柵設置の標準費用の3分の1を大分県、中津市のそれぞれが負担し、残りを自己負担で設置することができるように5年ほど前から補助を充実させた。柵を設置する要望は年間に15件程度で、すでに地区内で農林業を行う住民のほとんどが柵を設置している。

地域住民から耶馬溪支所へ被害の報告や鳥獣に関する相

談は月に1～2件であるが、相談があった際は耶馬溪地区の猟友会の担当者に連絡を取り、被害があった場所での捕獲作業を依頼する。鳥獣管理や狩猟に関しては行政よりも地区の狩猟者の方が詳しいため、基本的には狩猟者のやり方に任せているという。

4.3.2. 猟友会会長の狩猟歴と会の活動実態

猟友会会長のP氏（69歳）と銃猟とわな猟のベテラン猟師U氏（73歳）から耶馬溪地区の狩猟実態と会の活動について話を伺った。P氏は、原木生シイタケのハウス栽培生産者、U氏は森林組合職員経験を有し、現在は自営農林業に就業している。両者とも銃猟免許とわな猟免許を有している。

P氏が猟友会支部長の役職に就いたのは2017年5月である。任期は2年である。中津市山国町の猟友会会長も兼任しており、そちらは就任9年目となる。なお、猟友会の役員となるには銃猟免許とわな猟免許の両方を有している必要がある。現在、猟友会会員の人数は中津市全体で218名、耶馬溪は約60名と、会員数の約3分の1を占める。60名のうち、40歳代までの若い年代の狩猟者は5名程度である。

猟友会役員として、猟期内は月3回、猟期外は月2回の町内の巡視の義務がある。大分県鳥獣保護管理員の肩書もあるため、鳥獣の保護管理と、捕獲活動の取締指導を兼ねて見回りを行っている。地域住民から被害の相談があった場合、行政が猟友会に連絡し、連絡を受けた猟友会が視察に行ったり班員へわなをしかけるよう指示したりして、対応している。また、若い猟師の確保と猟友会への勧誘は大分県の行政が中心となり、そこに猟友会が協力する形である。有害捕獲と報奨金申請の流れとしては、会員が捕獲し、翌月2日までに写真、捕獲報告書、尾を班長に提出し、班長が作業日誌を記入し全てまとめて猟友会事務局へ提出する。その後、猟友会事務局がまとめて支部長へ提出し、支部長が最終確認をして確認印を押す。それを中津市に提出し、その後大分県の振興局、大分県庁へ提出されるという流れである。

猟友会の活動資金のほとんどは猟友会会員の会費から支出している。中津市内の旧市町村ごとの支部会費と、中津市猟友会の会費が別々に支払われている。なお、中津市猟友会は農業協同組合からも、獣害対策費として活動資金が支援されている。

近年、報奨金（2017年9月時点、シカ1万2千円/頭、イノシシ6千円/頭）が支払われることで、定年退職後にわな猟を始める住民が増えている。P氏によると、新たに猟を始めた人ほど、積極的に有害捕獲に取り組んでいるという。狩猟者の人数が増えることはありがたいが、新規参入者はわなのかけ方の場所を巡って経験のある狩猟者と争いを生むこともあり、猟友会役員が新規参入者に狩猟者のマナーを指導している。P氏によると、猟友会とは字の如く、狩猟をする友達の会であり、その考えに少しでも近づけるため、狩猟における争い事やトラブルを無くすことが役員を務めであると認識している。例えば、山国町猟友会

では、事故防止のためわなを仕掛けている場所近くに警告を表示する取り組みを行っている。

農林業における鳥獣被害は、イノシシ、シカだけでなく、最近ではアライグマやアナグマによる被害も出ている。イノシシやシカに比べて捕獲が難しく、猟師が試行錯誤していくことが必要だと考えている。また、わな猟は道路や集落に近くで里ジカ、里イノシシを捕獲し、銃猟は山奥で捕獲するため、同じ狩猟でも捕獲の場所が異なる。銃を扱う猟師が減り山中の獲物の捕獲が難しくなることは課題だと考えている。また、銃の試験は高齢になるほど受かるのが困難なため、若者に銃猟を行ってほしいとの望みがある。

猟師の高齢化、人数減少による負担の増加はまだ感じていないが、夏場の捕獲活動は困難だと感じている。特に銃を持つ猟師は、山の奥まで登り獲物を追い立て、捕獲する必要があるので大変である。

U氏によると、冬場の狩猟期は良いが、春から夏にかけての狩猟期外に行われる有害捕獲は、捕獲した獲物にハエがたかり後始末にも困るため、意欲は低いという。捕獲ができれば報奨金がもらえるため有害捕獲にも参加はするもの、お金にならないのであれば絶対にやらないとのことであった。U氏の周囲も、報奨金のために有害捕獲に取り組む狩猟者が多い。有害捕獲に出るときは2人以上で、無線で連絡を取り合う。U氏からは、時々若い移住者が狩猟免許を取得することもあるが、子どもが生まれるとやめてしまうので、子どもができると殺生行為に抵抗が生まれるのではないかという意見が聞かれた。

4.4. 耶馬溪地区における狩猟の特徴と課題

行政担当者、地元の猟師、猟友会役員と立場の異なる3名への聞き取り調査の結果から、第1に、有害捕獲に報奨金が支払われることが、直接的に新規狩猟者増加の要因となりえていることが分かった。従来、耶馬溪地区で農林業を営む地元住民が自らの所有する土地の被害対策、また、田舎暮らしの中での楽しみとして狩猟を行っていたが、近年、被害対策に加え、捕獲活動が収入源となりえることが狩猟者増加の一因となっていた。同時に、報奨金がプラスの影響を与えたことから、新規参入者と地元の猟師間での軋轢が生じていた。新規参入者の捕獲手段はほぼすべてがわな猟であるが、わな猟は基本的に単独で行うため、地元の猟師は暗黙の了解として認識しているわなの設置場所等を含む狩猟のマナーを、新規参入者は知らないという状況が生まれているためである。その間に入り狩猟に関する指導を行うのが猟友会の役目となっていた。

第2に、中津市耶馬溪地区ではわな猟が主流の狩猟法として行われており、銃免許を所持する猟師が減少傾向にあることが分かった。行政に申請される有害捕獲における捕獲方法も、わな猟が98%となっており、銃による捕獲割合が非常に低い状況である。猟友会役員P氏は、銃免許を所持する狩猟者が少なく、主な捕獲の手段がわな猟のみとなることを問題だと認識していた。わな猟での捕獲だけでは、農林業被害の原因となる山奥で鳥獣個体数管理への貢献が

限定的であり、わな猟を行う範囲以外での林地は変わらず被害を受けることになるからである。しかし、現在、銃の所持許可を得るためには、非常に高いハードルがあるのもまた事実である。銃の所持は銃砲刀剣類所持等取締法によって厳しく取り締まられている上、わな猟に比べ費用負担が大きい。上田ら(2012)によると、第一種免許所持者が狩猟を辞める理由について、「銃の規制強化」が最も高い値を示し、次いで「銃にかかる経費が高い」という理由が続いている。また、銃具の購入を除いた狩猟を始めるための手続きの経費は、わな猟の約4万円に比べ銃猟は約11万円と高く、銃具の購入費用を含めると、初期投資の目安は約30万円もかかると言われている(環境省d)。猟友会役員としても銃を所持する難しさは感じており、P氏によると、銃を扱うことができると期待できるのは若い世代であり、体力のある若者に銃猟による捕獲の担い手となってほしいという意見であった。近年、耶馬溪地区にはUIターンにより移住する若年層が見られるが、U氏によると、移住し狩猟免許を取得した人もいるが、狩猟には出かけていない様子であるという。実際に、耶馬溪地区に住む移住者に狩猟に関する調査協力で連絡したところ、「免許を取得したが全く狩猟に出かけることができていない」との返答があった。この点は耶馬溪地区だけではなく椎葉村大河内地区でも共通する問題であり、若い狩猟者の確保・育成は高齢化・人口減少の進む山村社会において望まれることであるが、若年層ほど仕事が忙しく狩猟に出る時間が取れないという現状がある。

以上より、中津市耶馬溪地区においては、狩猟への新規参入者と地元の猟師間での狩猟のマナーを巡る軋轢という新たな課題と、銃を扱う猟師が減少しわな猟の範囲外での捕獲作業が難航するという課題があった。

5. まとめ

本研究では、伝統的な狩猟文化の残る椎葉村大河内地区を中心に狩猟者の狩猟実態を調査し、鳥獣被害対策により新規参入する狩猟者が増加している中津市耶馬溪地区で捕捉調査を実施した。大河内地区では、昔ながらの風習が一部継承されており、また、長年続く銃猟での狩猟が継承されているが、有害捕獲の報奨金が狩猟者の意欲にはつながりにくく、特にこの先地域で鳥獣管理の担い手として期待される若い猟師ほど、生活の忙しさと狩猟の経験値が低いことを原因に、報奨金に魅力を感じていなかった。元々この地区では狩猟は趣味として行われ、わな猟ではなく猟犬を使った銃猟を行うのが主流であることなどから、狩猟期以外に捕獲作業をすることは冬場の生活の楽しみとしての狩猟とは異なる位置づけとなり、積極的になりにくいと考えられた。一方で、有害捕獲の報奨金が新規参入者の参入きっかけとなり、担い手確保に繋がっている耶馬溪地区においては、新規参入者へ狩猟に関するマナーを含む狩猟文化の継承が課題となっており、わなの仕掛け方を巡って狩猟歴の長い猟師との間の軋轢が生じるという新たな問題が発生していた。また、銃猟を行う狩猟者は依然少ないとい

う課題が残っていた。

鳥獣被害対策に取り組むにあたって、地域に見合った施策を行う必要があることについては角田ら(2016)によっても指摘されている。具体的に、地域に見合った施策を議論する際には、本研究で着目した、対象地における生活の中での狩猟の位置づけ、銃猟とわな猟という2つの狩猟の方法による差異を考慮することは重要であることが示唆された。

第1に、生活の中での狩猟の位置づけという点では、椎葉村では食料としての獲物の確保、また、狩猟だけでなく猟師同士の集まりも含め生活の中の楽しみとして狩猟が行われ、現在では鳥獣被害対策という意味合いを含みながらも、生活の楽しみとしての意味合いが強く残っていた。そういった狩猟に関する歴史的背景および報償金を申請する役場が遠いという点からも、報償金の影響を受けにくいという現状につながっていると考えられる。耶馬溪地区においては、有害捕獲に報奨金が支払われることで、新たな収入源としての狩猟の位置づけが変化しつつあった。

第2に、銃猟とわな猟という2つの狩猟の方法による差異についてである。銃猟とわな猟とでは猟場が異なり、頭数管理と被害軽減をどちらか片方のみで成し遂げることが難しいということが示唆された。銃猟の文化の残る大河内地区とわな猟が主流である耶馬溪地区では、有害捕獲への取り組み姿勢と猟師間の関係性という2点において大きく異なっていた。大河内地区においては、猟期の狩猟は「時間を割いてでも行く価値がある」と考えられているのに対し、夏の有害捕獲は「貴重な時間を割いてまで行く価値がない」と明確に取り組む姿勢の違いがあり、その違いを生じる要因には狩猟の手段も含まれていた。また、大河内地区において猟師間でトラブルがなく地区に残る狩猟文化を継承できているのは、基本的に集団で行う銃猟という猟の手段が、必然的に猟師同士で共に狩猟へ取り組む機会を作っているからであると考えられる。一方で、わな猟が主流である耶馬溪地区において報奨金が有害捕獲へ効果的に働いているのは、1年間を通してわな猟が行われているためだと考えられる。また、わな猟は基本的に単独で行う狩猟法であり、行政主導の一斉捕獲等で集まらない限りは猟師同士が狩猟に関するやり取りを行うこともなく、特に狩猟に関するマナーについては狩猟歴の長い猟師にとっては「言わなくても分かること」であり、それらの内容について新規参入者が知る機会はほとんどないと思われる。地域で主流となる狩猟の手段が猟師の有害捕獲への取り組み姿勢と地域内の猟師間の関係性に大きく影響していると考えられる。

以上のように、対象地における生活の中での狩猟の位置づけ、銃猟とわな猟という2つの狩猟の方法による差異を考慮し、地域ごとに鳥獣被害への対策案を議論すべきである。具体的には、宮崎県椎葉村大河内地区においては若い猟師の捕獲技術向上が望まれ、そのためには狩猟に出る動機が必要となる。現在、椎葉村内の有害捕獲班班長らが報奨金の増額を行政に交渉しているが、増額だけでなく捕獲

作業を日給制にするなどし、不確実な捕獲作業に確実にお金が支払われるようにする制度の変更や狩猟にかかる費用の軽減が有効であると考えられる。また、大河内地区では移住者による狩猟参入は確認できなかったものの、椎葉村内には近年移住者が増加しつつあり、狩猟免許を取得した移住者も存在している。今後新規の狩猟者確保のために移住者への呼びかけも必要だと考えられる。中津市耶馬溪地区においては、新規参入者と経験のある狩猟者との情報共有が必要であり、猟友会組織として場を設けることが求められていた。また、銃猟に取り組む狩猟者を増やすためには、免許取得や銃の所持許可申請にあたり狩猟者の負担となる費用面での支援体制を整えることが、対策案として考えられる。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、多くの方々にご協力いただきました。九州大学宮崎演習林を拠点として行った宮崎県椎葉村の調査では、九州大学宮崎演習林スタッフの皆様にも多くの場面で協力いただき、気遣いしていただきました。厚く御礼申し上げます。調査にあたり、猟友会の集会への参加を快く受け入れてくださった大河内猟友会の皆様、個別にお話を聞かせてくださった猟師の皆様には、様々なお話を聞かせていただいただけではなく、実際の猟師の生活というものを見せていただきました。深くお礼申し上げます。特に、中竹裕二様はお忙しい中、大河内地区の猟師の方々を直接紹介してくださいました。お世話になりました。

参考文献

- 藤村美穂(2010) ムラの環境史と獣害対策—九州の山村におけるイノシシとの駆け引き 村落社会研究 Vol.46: 74-114
- 合原織部(2017) 猟犬の「変身」—宮崎県椎葉村における猟師と猟犬のコンタクト・ゾーン(接触領域)に着目して コンタクト・ゾーン Vol.9: 72-97
- 原田正子・神崎伸夫・丸山直樹・今木洋大(2001) 山梨県における狩猟の現状とその問題点 野生生物保護 Vol.6(1): 25-32
- 環境省(a) 認定鳥獣捕獲等事業者制度 <http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html> 2018年2月19日参照
- 環境省(b) 指定管理鳥獣捕獲等事業 <http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html> 2018年2月19日参照
- 環境省(c) 猟免許所持者数 <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/syubetu.pdf> 2018年2月19日参照
- 環境省(d) 狩猟の魅力まるわかりフォーラム <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/> 2018年2月19日参照
- 環境省(e) 狩猟及び有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数 <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/higai.pdf> 2018年2月9日参照
- 宮崎県(2016) 宮崎県林業統計要覧(平成28年3月) 森

林資源

中津市 (2015) 中津市版 まち・ひと・しごと創生 人口
ビジョン

中津市 (2016) 中津市鳥獣被害防止計画

大分県農林水産部 (2016) 大分県林業統計

大分県 (2017) 第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画
【第二期】

林野庁 (1969) 鳥獣行政のあゆみ, 財団法人林野弘済会

林野庁 (2016) 平成 27 年度 森林・林業白書, 66

林野庁 (2017) 森林における鳥獣被害対策について

椎葉村 (2013) 椎葉村鳥獣被害防止計画 (平成 24 年度)

椎葉村 (2015) まち・ひと・しごと創生椎葉村人口ビジョ
ン

鈴木良幸 (2013) 宮崎県山間部における狩猟のしきたり：
西都市銀鏡の事例 宗教研究 Vol.86:1014-1015

高橋裕史・松浦友紀子・伊吾田宏正・池田敬・東谷宗光
(2017) ニホンジカ低密度実現・維持に向けた課題
その 2 哺乳類科学 57 (1) : 159-160

角田裕志・上田剛平 (2016) 岐阜県における新規狩猟者の
実態と意識 野生生物と社会 Vol.4 (1) : 23-29

上田剛平・神崎伸夫・小寺祐二 (2004) 鳥根県における狩
猟の実態と狩猟者の意識 野生生物保護 Vol.9 (1) :
9-22

上田剛平・小寺祐二・車田利夫・竹内正彦・桜井良・佐々
木智恵 (2012) 日本の狩猟者はなぜ狩猟を辞める
のか? : 狩猟者の維持政策への提言 野生生物保護
Vol.13 (2) : 47-57

柳田國男 (1909) 後狩詞記 (国立図書館コレクション).
Kindle 本, pp.1-70

山本伸幸 (2016) 森林管理と法制度・政策. (森林管理制
度論. 志賀和人編著, 日本林業調査会, 東京). 292-
293

野生生物保護行政研究会 (2016) 狩猟読本. 大日本猟友会,
東京

(2018 年 11 月 12 日受付 : 2019 年 2 月 27 日受理)